

平成 29 年第 3 回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番 号	件 名	頁
第 2 号	都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 3 号	都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	5
第 4 号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	11

委員会提出議案第 2 号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 10 月 6 日

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議會議長 荒 神 稔 様

(提案理由)

会派に所属しない議員も政務活動費の交付対象とすることに伴い、所要の改正を行うもの。

都城市議会基本条例の一部を改正する条例

都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「会派」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 改正後の都城市議会基本条例第18条第1項の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙後の任期開始後に交付される政務活動費について適用し、任期開始前に交付される政務活動費については、なお従前の例による。

●都城市議会基本条例新旧対照表

改正前	改正後
(政務活動費) 第18条 <u>会派</u> は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。 2 (略)	(政務活動費) 第18条 <u>会派及び会派に所属しない議員</u> は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。 2 (略)

委員会提出議案第3号

都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成29年10月6日

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

(提案理由)

会派に所属しない議員も政務活動費の交付対象とすることに伴い、所要の改正を行うもの。

都城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

都城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条中「会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「会派及び会派に所属しない議員」に改める。

第3条第1項中「会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額」を「会派についてはその所属議員数に月額3万円を乗じて得た額、会派に所属しない議員は月額3万円」に改める。

第5条中「会派」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える。

第7条第1項中「会派の経理責任者」を「会派の経理責任者及び会派に所属しない議員（以下「経理責任者」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、経理責任者は年度途中において、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の報告書を作成し、領収書を添付の上、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（1）議員の任期が満了したとき。

（2）会派が解散したとき。

（3）会派に所属しない議員が会派に所属したとき、又は辞職等により議員でなくなつたとき。

（4）議会の解散があったとき。

第8条中「交付を受けた会派」の次に「及び会派に所属しない議員」を、「当該会派」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える。

別表を次のように改める。

次のよう～別紙

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙後の任期開始後に交付される政務活動費について適用し、任期開始前に交付される政務活動費については、なお従前の例による。

別紙

政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員及び会派に所属しない議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金（会費）、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動（会派に所属しない議員が他の議員とともにを行う場合を含む。）のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派及び会派に所属しない議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷費、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派及び会派に所属しない議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
要請・陳情活動費	会派の行う要請、陳情活動（会派に所属しない議員が他の議員とともにを行う場合を含む。）のために必要な経費（印刷費、送料、交通費、宿泊費等）

●都城市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費の交付対象は、都城市議会における<u>会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）</u>とする。</p>	<p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費の交付対象は、都城市議会における<u>会派及び会派に所属しない議員</u>とする。</p>
<p>(交付の額、方法、時期等)</p> <p>第3条 政務活動費の交付の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における<u>会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額</u>とし、その交付の方法及び時期については、会計年度における半期（以下「半期」という。）ごとに6月分をまとめて当該半期の最初の月に交付するものとする。</p>	<p>(交付の額、方法、時期等)</p> <p>第3条 政務活動費の交付の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における<u>会派についてはその所属議員数に月額3万円を乗じて得た額、会派に所属しない議員は月額3万円</u>とし、その交付の方法及び時期については、会計年度における半期（以下「半期」という。）ごとに6月分をまとめて当該半期の最初の月に交付するものとする。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>(使途基準)</p> <p>第5条 <u>会派</u>は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(使途基準)</p> <p>第5条 <u>会派及び会派に所属しない議員</u>は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費以外のものにこれを充ててはならない。</p>
<p>(報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた<u>会派の経理責任者</u>は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、領収書を添付の上、翌年度の4月30日までに都城市議會議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた<u>会派の経理責任者及び会派に所属しない議員（以下「経理責任者」という。）</u>は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、領収書を添付の上、翌年度の4月30日までに都城市議會議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。</p>

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、前項の報告書を作成し、領収書を添付の上、当該解散の日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 (略)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額（預金利息を含む。）から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を前条の規定により報告書を提出する際に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経理責任者は年度途中において、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の報告書を作成し、領収書を添付の上、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) 議員の任期が満了したとき。
- (2) 会派が解散したとき。
- (3) 会派に所属しない議員が会派に所属したとき、又は辞職等により議員でなくなったとき。
- (4) 議会の解散があったとき。

3 (略)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額（預金利息を含む。）から当該会派及び会派に所属しない議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を前条の規定により報告書を提出する際に返還しなければならない。

別表（第5条関係）
政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は <u>会派に所属する議員等</u> が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金（会費）、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う <u>調査研究活動</u> のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷費、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするためには要する経費（広報紙、印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（印刷費、送料、交通費、宿泊費等）

別表（第5条関係）
政務活動費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は <u>会派に所属する議員及び会派に所属しない議員</u> が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金（会費）、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動（ <u>会派に所属しない議員が他の議員とともに</u> 行う場合を含む。）のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派及び <u>会派に所属しない議員</u> の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷費、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	会派及び <u>会派に所属しない議員</u> の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするためには要する経費（広報紙、印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
要請・陳情活動費	会派の行う要請、陳情活動（ <u>会派に所属しない議員が他の議員とともに</u> 行う場合を含む。）を行うために必要な経費（印刷費、送料、交通費、宿泊費等）

委員会提出議案第4号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成29年10月6日

提出者 議会運営委員会委員長 江内谷 満義

都城市議会議長 荒 神 稔 様

（提案理由）

次の任期から議員定数が29人となることに伴い、本会議における動議等の定足数を見直すこと、女性の政治参加を促進するため、出産を会議欠席の正当事由とすること、議会の協議・調整の場の協議事項を明確化することに伴い、所要の改正を行うもの。

都城市議会規則の一部を改正する規則

都城市議会規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 (略)	(欠席の届出) 第2条 (略) <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>
(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては <u>4人</u> 以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては <u>3人</u> 以上の賛成者（発議者を含む。）とともに連署して、議長に提出しなければならない。
(先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 <u>5人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	(先決動議の表決の順序) 第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員 <u>3人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
(一括議題) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員 <u>5人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	(一括議題) 第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができます。ただし、出席議員 <u>3人</u> 以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
(発言時間の制限) 第56条 (略) 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 <u>5人</u> 以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	(発言時間の制限) 第56条 (略) 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 <u>3人</u> 以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(押しボタン及び起立による表決)

第69条 (略)

2 (略)

3 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、押しボタン又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(欠席の届出)

第90条 (略)

(押しボタン及び起立による表決)

第69条 (略)

2 (略)

3 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、押しボタン又は起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第76条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(欠席の届出)

第90条 (略)

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あ

(協議又は調整を行うための場)

第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	(1) 付議事件中、市政の重要案件に關し、執行機関による説明を聴取し、又は協議等を行うこと。	全議員	議長
	(2) 議会運営委員会の所管事項中、重要な案件に關し、当該委員会の求めに応じて実質的協議等を行うこと。		
	(3) 前2号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項に關し、協議等を行うこと。		
会派代表者会	(1) 議会運営委員会の所管事項中、重要な案件に關し、当該委員会の求めに応じて実質的協議等を行うこと。	議長・副議長 会派代表者	議長
	(2) 前号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項に關し、協議等を行うこと。		

らかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(協議又は調整を行うための場)

第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。

名称	協議事項	構成員	招集権者
全員協議会	(1) 市長提出の付議事件及び市政の重要な案件と認めること	全議員	議長
	(2) 議会の運営上、重要な事項		
	(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項		
会派代表者会	(1) 一般選挙後の最初の議会における諸事項	議長・副議長 会派代表者	議長
	(2) 議長の議会代表権の行使に関する事項		

					(3) 会派間の連絡調整に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項	
議員立法審議会	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例制定の原案作成を行うこと。 (2) 前号に掲げる業務に係る調査及び研究を行うこと。	議員全議員（全体会）	座長（議題提案を行った会派に属する議員） 議長（全体会）		議員立法審議会	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例制定の原案作成に関する事項 (2) 前号に掲げる業務に係る調査及び研究に関する事項
2 (略)				2 (略)		
3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。				3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、 <u>協議事項</u> 、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。		
4 (略)				4 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市議会会議規則の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙後の任期開始後の本会議及び委員会について適用し、任期開始前の本会議及び委員会については、なお従前の例による。